

岩倉市就業者移住支援事業における移住支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、岩倉市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う愛知県首都圏人材確保支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から岩倉市に移住して就業、起業等をしようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において支給する移住支援金に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 移住支援金の支給については、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領及びあいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱並びに他の法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(支給金額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の場合にあっては1,000,000円、単身の場合にあっては600,000円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき1,000,000円を加算するものとする。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の支給の対象となる者は、第1号の要件を満たす者のうち、第2号から第4号までの要件のいずれか一つを満たす就業又は起業をしたものとする。ただし、世帯向けの移住支援金を申請する場合にあっては、第5号の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 岩倉市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を

含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

(イ) 岩倉市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を修業年限（高等専門学校は2年）を上限として(ア)及び(イ)に規定する本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 岩倉市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の全てに該当すること。

(ア) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号。以下「条例」という。）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他愛知県又は岩倉市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合 次の全てに該当すること。

(ア) 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。

(イ) 転入日時時点で満50歳以下であること。

(ウ) 就業先が、愛知県又はその他の都道府県が運営するマッチングサイトにおいて、移住支援金の対象として掲載している求人であること。

- (エ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (オ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領第5の2(1)①に示す対象法人等又は愛知県以外の都道府県が移住支援金対象としている法人等に就業していること。
- (カ) 求人への応募日が、マッチングサイトに(ウ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (キ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (ク) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、岩倉市に転入した者は、次の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地(就業場所)が東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 岩倉市に転入し、次の全てに該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 所属先企業等において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。

(4) 起業に関する要件 あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。） 次の全てに該当すること。

ア 移住支援金の支給を希望する者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも支給申請時において転入後3月以上1年以内であること。

エ 全ての世帯員が、いずれも条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（支給申請）

第4条 申請者は、岩倉市移住支援金支給申請書（様式第1）、本人確認書類及び前条に掲げる要件を満たすことを証する書類（移住就業者にあつては就業先の就業証明書（岩倉市移住支援金の申請用）（就業）（様式第2の1）を、テレワークをする者にあつては就業先の就業証明書（岩倉市移住支援金の申請用）（テレワーク）（様式第2の2）を含む。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する期間内に市長に提出するものとする。

(1) 移住就業者 前条第2号の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3月以上1年以内であり、かつ、就業先の法人等に連続して3月以上在職していること。

(2) テレワークをする者 前条第3号の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3月以上1年以内であること。

(3) 移住起業者 前条第4号の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3月以上1年以内であり、かつ、次の期間であること。

ア 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。

イ 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、移住支援金の支給又は不支給の決定を行うとともに、決定した内容を岩倉市移住支援金支給決定通知書（様式第3の1。以下「支給決定通知書」という。）又は岩倉市移住支援金不支給決定通知書（様式第3の2）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、予算上の理由等により当該年度における移住支援金の支給が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知するものとする。

(支給決定通知書の再交付)

第6条 前条第1項の支給決定の通知を受けた者(以下「受給者」という。)は、移住支援金の支給決定を受けた後、紛失等の理由により支給決定通知書の再交付を必要とするときは、岩倉市移住支援金支給決定通知書再交付申請書（様式第3の3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の再交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに岩倉市移住支援金支給決定通知書【再交付】（様式第3の4）を申請者に交付するものとする。

(支援金の請求)

第7条 受給者は、速やかに岩倉市移住支援金請求書（様式第4）により、移住支援金を請求するものとする。

(支援金の支給)

第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに請求者に移住支援金を支給するものとする。

(申請の撤回)

第9条 申請者は、申請が受理された後に当該申請を撤回するときは、遅滞なく、岩倉市移住支援金支給申請撤回届出書（様式第5）を市長に提出するものとする。

(受給者による住居等の変更に係る届出)

第10条 受給者は、移住支援金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、第4条に規定する岩倉市移住支援金支給申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに岩倉市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】（様式第6の1。次項及び第

1 4 条第 2 項において「変更届出書」という。) により市長に届け出るものとする。

- 2 受給者は、岩倉市移住支援金支給申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の届出時期にかかわらず、遅滞なく、変更届出書により市長に届け出るものとする。

(受給者が就業する法人等による住居等の変更に係る届出)

第 1 1 条 第 3 条第 2 号に基づく受給者が就業する法人等は、移住支援金を申請した日から起算して 1 年を経過した時点において、第 4 条に規定する就業証明書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに岩倉市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(様式第 6 の 2。次項において「変更届出書」という。) により市長に届け出るものとする。

- 2 受給者が就業する法人等は、就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の届出時期にかかわらず、遅滞なく、変更届出書により市長に届け出るものとする。

(報告及び立入調査)

第 1 2 条 愛知県及び岩倉市は、愛知県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、受給者又は受給者が就業する法人等に対し、愛知県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(移住支援金の返還)

第 1 3 条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額の返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合
- (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に岩倉市から転出した場合
- (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(第 3 条第 2 号に基づく受給者に限る。)
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合

- 2 市長は、受給者が移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に岩倉市から転出した場合は、移住支援金の支給決定の半額の返還を請求することができる。

- 3 市長は、前 2 項の規定により移住支援金の返還を請求するときは、岩倉市移住支援金返還通知書(様式第 7) により当該受給者に通知するも

のとする。

(移住支援金の返還免除)

第14条 受給者は、前条第1項第2号から第4号まで又は第2項に規定する返還の要件（以下「返還要件」という。）に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、岩倉市移住支援金返還免除申請書（様式第8）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請することができる。

2 受給者は、前項の申請をするときは、変更届出書を併せて提出するものとする。

(移住支援金の免除の要件)

第15条 市長は、受給者から前条第1項の申請があったときは、返還要件に該当するに至った原因が就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められるときは、次条に規定する愛知県の同意を得た上で、移住支援金の返還を免除することができる。

(愛知県の同意)

第16条 市長は、第14条第1項の申請を受理したときは、返還免除の可否を決定した後に、岩倉市移住支援金返還免除等同意申請書（様式第9）により、その決定内容について愛知県の同意を求めるものとする。

(免除決定等の通知)

第17条 市長は、前条の規定による求めに対する愛知県から同意の可否の通知を受けた後に、返還免除の可否に係る決定内容を、岩倉市移住支援金返還免除承認通知書（様式第10の1）又は岩倉市移住支援金返還免除不承認通知書（様式第10の2）により当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の支給・返還に係る情報共有)

第18条 市長は、移住支援金の申請情報、受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに愛知県と共有することとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、愛知県と岩倉市が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の岩倉市就業者移住支援事業における移住支援金支給要綱第3条第1号アの規定は、令和2年4月1日以降の転入者について適用し、令和2年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 令和3年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の岩倉市就業者移住支援事業における移住支援金支給要綱の規定は、令和4年4月1日以降の転入者について適用し、令和4年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の岩倉市就業者移住支援事業における移住支援金支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以降の転入者について適用し、同日前までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の岩倉市就業者移住支援事業における移住支援

金支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の転入者について適用し、同日前までの転入者については、なお従前の例による。